

## 広島市災害通訳等ボランティア制度運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、災害警戒時及び災害時において、日本語が十分に理解できないために、必要不可欠な情報を得ることやコミュニケーションをとることが困難な外国人等を支援することを目的として、通訳・翻訳等の活動を行う災害通訳等ボランティア制度及び災害通訳等ボランティア（以下「ボランティア」という。）の登録、活動内容等の運営に関して必要事項を定めるものとする。

(ボランティアの登録)

第2条 ボランティアとして登録できる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 18歳以上の者（高校生を除く。）
- (2) 日本語を母語とする者は他言語で、日本語以外を母語とする者は日本語で、日常生活に困らない会話ができる程度の語学力を有する者
- (3) 活動中に知り得た外国人等の個人情報等を第三者に漏らさないと約束できる者

2 ボランティアの登録を希望する者は、広島市災害通訳等ボランティア登録申込書（様式1）に必要事項を記入し、市に提出しなければならない。

3 市は、書類審査を行い、申込者が第1項の規定に適合すると認められる場合は、広島市災害通訳等ボランティア登録簿（様式2）に登載し、申込者に登録番号及び登録言語を通知する。

4 ボランティアは、登録申込書に記載した内容に変更が生じたとき、又は活動を停止しようとするときは、速やかに市に申し出なければならない。ただし、必要に応じて市から記載内容及び登録継続の意向について確認を行うことがある。

5 ボランティアの登録期間は、登録日から当該年度の年度末までとし、次年度以降は原則として毎年度自動更新するものとする。ただし、登録期間内であっても、ボランティアから活動を停止する旨の申し出があった場合又はボランティアが次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を抹消するものとする。

- (1) 連絡不可能となったとき。
- (2) ボランティアとしてふさわしくない行為等を行ったと認められるとき。

(ボランティアの活動等)

第3条 ボランティアは、市の要請に基づき次の各号の活動を行うものとする。

- (1) 広島市災害多言語支援センター（「災害時の外国人等支援体制整備要領」に基づき広島市災害対策本部体制発令時で市民局長が必要と認めるときに設置する組織。以下「センター」という。）での外国人等からの相談・問い合わせに対する通訳

- (2) 多言語による情報を提供するための翻訳
  - (3) 避難所での通訳及び情報収集並びに活動内容のレポート作成
  - (4) その他災害時における外国人等への支援
  - (5) 外国人等を対象とした防災啓発活動、防災訓練等での通訳
  - (6) 市が実施する研修への参加
- (損害補償)

第4条 ボランティアが、前条各号の活動中の事故により死亡、けが、若しくは後遺障害が生じた場合又は他人の身体や財物に損害を与え法律上の賠償責任を負った場合は、広島市市民活動保険制度の適用範囲内で、補償金の限度額の範囲内において補償する。

(費用負担)

第5条 第3条各号(第5号、第6号を除く。)のボランティアの活動に要する交通費(現物支給を含む。)については、第7条の委任規定により定める。

(ボランティアへの報酬)

第6条 ボランティアの活動に対する報酬は支給しない。

(委任規定)

第7条 この要領に定めるもののほか、この制度の実施について必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

この要領は、平成27年5月15日から施行する。

この要領は、平成31年2月1日から施行する。

この要領は、令和3年2月22日から施行する。